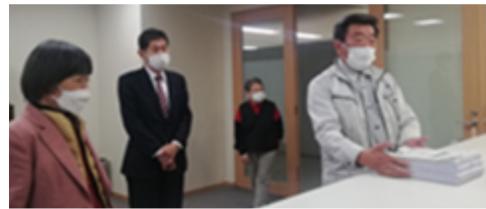


裁量を認めた古い判例（堀木訴訟）に囚われるのではなく、憲法25条に基づく判断を求め、国際的人権水準を踏まえた憲法解釈と憲法に付与されている違憲立法審査権の行使を求めているからです。

「第9期の介護保険料を引き上げないと等を求める要請署名を提出 板橋社保協



3月31日、板橋社保協は「第9期の介護保険料を引き上げないと等を求める要請」署名第2次分2,478筆（累計で4,827筆）を区議会へ提出しました。介護保険制度が発足してからの「貯金」とも言える板橋区の基金は30億円超になっています。

介護利用者は、1割の利用料を払わねばならないため、家計を考えて「できるだけ負担の少ない介護にとどめておく」ため、介護保険基金が貯まってしまうのです。これを利用者に還元して欲しいということです。

利用料の改定は来年4月からですが、国は更に制度の改悪をもくろんでいますので、内容の学習を進めましょう。6月頃の次回提出までに、1万筆を超える目標で取り組みます。

<板橋社保協ニュース No. 3より>

第8回コロナ負けない生活支援・相談プロジェクト 葛飾社保協



4月22日、曳舟川親水公園で、第8回コロナに負けない！生活支援・相談プロジェクトには、12団体57名の支援ボランティアが参加し、340名を超える方に生活支援品や衛生用品を届けることができました。今回は、会場の準備が始まる前の9時から支援を待つ方が集まり始め、準備した整理券300枚では間に合わず、その後は並んで頂きました。アンケートが166通、相談が5件寄せられました。コロナ禍だけではなく物価高による生活の厳しさがうかがえました。

カンパが個人・団体から30万円、地域の方々からマスクやお米、保存食品など厳しい状況の中で今までになく多くの支援品が寄せられました。特に区

からは水やビスケットの他に生理用品が届けられ、最後の方までお渡しすることができました。

チラシを各団体の機関紙に折り込むとともに、周辺地域に3千8百枚配布してお知らせしました。

<葛飾連絡会ニュース No. 8より>

介護度高くても保険を利用できない 西東京社保協

西東京市高齢期運動連絡会の質問に対して、市は要介護度4,5で介護保険を利用していない方が233人いるとともに、特養ホームの入所待機者が931人、うち介護度4,5の方が467人いることが解りました。こうした現状に市は、家族介護や訪問介護、短期入所などの利用や入院していると思われるとして、実態を把握していると回答しています。

高い介護料を払っているのに、長い間入所を待たされ、中には入所できずに亡くなってしまう方も出ています。今後、高齢者が増えていくの中で、市の回答の様に「優先度の高い方ができるだけ早く入所できるよう調整をはかって頂いている」と他人事にせず、特養ホームの増設が急がれます。私たちは、市が国や都に対して特養の増設予算を増やすことを要求するとともに、市としても増設に積極的に取り組んで欲しいと思います。

<西東京市社保協通信 No. 40より>

「4の日」 宣伝行動

5月14日、雨が心配される中26人が参加し、巣鴨駅頭で実施しました。日曜日ということで、乗降客や通行人が多い中、用意したチラシ付きのティッシュ800個を配布し、署名は44筆が寄せされました。

「4の日」宣伝行動 ・6月14日(水)巣鴨駅前 ・7月14日(金)12~13時

「社会保障」誌を活用ください

2023年初夏号は、「社会保障入門テキスト2nd行動編」です。若い世代にも読んで貰えるよう工夫して作成しました。

- 定期購読（年6回）
3,000円+税（送料別）
- 1部500円+税（送料別）
- 申込みは中央社保協ホームページ
もしくは下記東京社保協へ
Tel 03-5395-3165
Fax 03-3946-6823

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F
TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823
東京社保協 検索

東京社保協第53回総会を開催



東京社会保障推進協議会の第53回総会が、5月13日、けんせつプラザ東京5階会議室とWebで開催され、94人+α（会場45人、Web34アクセス、49人+α）が参加しました。

冒頭、「昨日の国会で、『全世代型社会保障』の名の下に、国の責任を後退させ、75歳以上の医療保険料などを引き上げる健康保険法等の改定案が可決された。かつて高齢者の医療費の無料化の運動は東京から始まった。今日の東京社保協の総会は、国の社会保障の改悪にストップをかける決意を固める総会にしましょう」と司会の前沢常任幹事が呼びかけました。

千葉副会長が「国民の8割を超える反対にも関わらず、防衛費を5年間で43兆円も増額する防衛費財源確保法が国会で審議され、国民に分断をもたらす健康保険法等の改定案が成立した。健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証を紐づけし、任意であるはずのマイナンバーカードの取得の義務化が国会で審議されている。岸田内閣は、社会保障をめぐり次々と悪法を国会で通そうとしている。社会保障の悪法阻止、憲法25条に基づく社会保障の拡充の運動をすすめよう」と開会のあいさつを行いました。

午前中は、学習講演1「来年度の医療・介護・福祉いっせい改定に向けての運動」と題して日本医療総合研究所の寺尾正之さんが講演を行いました。

岸田政権が進める「全世代型社会保障構築」は、「能力に応じて皆が支えあうことを基本」としながら世代間の分断を図り、給付抑制と負担増=医療供

給体制の再編縮小と保険給付範囲の縮小で医療の提供量の抑制と患者負担増をすすめようとしている。

任意取得のマイナンバーカードに健康保険証を紐づけ、健康保険証を廃止し、申請主義に転換することは、無保険者を生み出し、国民皆保険制度を破壊することになり、救えるいのちが救えなくなると指摘し、公的責任での医療、社会保障政策の大転換が必要だと縦横に語られました。

午後の学習講演2「東京都政の現状と改革の展望」では、都政問題研究家の末延渥史さんが講演を行いました。小池都政の7年間は、自治体本来の役割である「住民の福祉増進を図ることではなく、財界戦略に沿って民間企業が稼げる都市づくりを推進してきた。美濃部革新都政の実績や石原都政以降の公的責任の放棄と自己責任の徹底、議会軽視、職員組合つぶし、庁内民主主義破壊など、資料にも続いて歴史的に説明されました。その上で都政改革の展望として、切実な都民の要求に応える都政へと、市民と野党との共闘の呼びかけが開始されていると話されました。

続いて開催された第53回総会では、中央社保協の林事務局長の来賓あいさつに続いて、52期の活動のまとめと53期の活動方針、52期の決算と53期の予算案の議案提案を窪田事務局長が、監査報告を神山幹事が、新役員を小川事務局次長が提案しました。

討論では、都立病院の充実を求める連絡会から「都立病院独法化」後の状況と取り組みについて、東京医労連から区議会で国へ意見書をあげた「介護署名と議会要請」について、都生連から「新生児裁判」の取り組みについて報告され、すべての議案提案が拍手で確認されました。

閉会あいさつで、吉田会長は「新型コロナが2類から5類になったのは国の取り扱いが変わっただけで、感染の動向がかえってわからなくなり、第9波の危険がある。体調の異変には引き続き注意が必要。より良い医療を受けるためとする保険証の廃止問題は、最高の個人情報である医療情報の収集を民間に委ねることであり、顔認証システムは人権侵害である。ロシアのウクライナ侵攻に対する日本の役割は、日本国憲法の平和主義の精神に基づき、一方に肩入

2023年6月1日

東京社保協ニュース

No. 356

れするのではなく、ウクライナとロシアの双方に停戦を働きかけこと、今を新しい戦前にしないためにも、憲法の平和主義の精神に基づく行動が求められている」と述べました。

第53期の運動方針の柱は、①新型コロナウイルス感染の対策・対応を自己責任にさせず、いのちとくらしを守る。②諸要求運動の連帯で「社会保障は国の責任で」と発展させる取り組みをする。③平和と人権を守り、憲法改悪を許さない。④東京都・区市町村が「住民のいのちとくらしを守る防波堤」となるよう、諸団体とも一致した要求を掲げ、連帯・共同して運動する。⑤人間らしい生活ができるよう、最低賃金1,500円以上への引き上げを求める。⑥社会保障関連の学習会開催を強化・支援する。⑦東京社保協、地域社保協の組織強化をはじめ、地域での要求実現力を高める。⑧東京都政の革新にむけて取り組む。の8項目です。

…総会議案・資料・学習講演レジュメは東京社保協のホームページをご覧ください…

新生存権裁判は結審へ! 生存権裁判を支える東京連絡会



4月27日午後3時から東京地裁103号法廷で第15回口頭弁論が開かれました。これに先だって、1,030筆の署名（累計29,102筆）を裁判所に提出しました。

傍聴者58名が見守る中、被告の国は、当初の主張から、生活保護受給世帯の可処分所得の増加と一般世帯との間の不均衡を是正するという目的で保護費を下げたと主張をすり替えました。端的にいえば、

生存権裁判東京次回口頭弁論 7月21日(金) 東京地裁

午後0時30分～1時00分 地裁前宣伝
午後1時30分～ 傍聴 103号法廷
午後3時00分～ 報告集会
(閉廷時間が延びた時は閉廷30分後から開催)
衆議院第2議員会館 多目的会議室
みんなの参加支援をお願いします
傍聴と署名の取り組みを強化してください

大阪高裁逆転敗訴判決がいう「リーマン・ショック後」の「国民の多くが感じた苦痛と同質」だから、今回のデフレ調整は合理的であるという主張に変更し、みんなが苦しいから生活保護利用者も我慢するのは当然という「人権としての保障という生存権原理」を無視した主張をしました。

これに対し原告側代理人は、デフレ調整は生活保護利用世帯の消費実態を踏まえないものであり合理性がなく、当初国が国会で説明した説明とも整合性を欠き、経済学の基本的な考え方にもそぐわないものであると極めて明快かつ的確に批判しました。

閉廷後、衆議院議員会館で報告会を開催し、40人が参加しました。日本共産党の宮本徹衆議院議員が駆けつけ「裁判で国が、国会と違う話をしていることについて、立法府を軽視していると感じた。政治が正さないとならない。私も国会の中でもしっかりと追及していく」と支援のあいさがありました。

次回第16回口頭弁論は、7月21日です。次回と次々回の10月16日には、原告による意見陳述が行われる予定で、12月12日には結審、来年2～3月に判決となる日程となっています。

判決を迎えるにあたり、「公正な審理」を求める署名、裁判傍聴、街頭宣伝への参加など、みなさんのいっそうのご支援、ご協力をお願い致します。

健康保険証廃止は撤回を!



5月18日、衆議院第2議員会館多目的会議室でマイナンバーカード強制はやめて、健康保険証廃止は撤回を求める院内集会が、マイナンバー制度反対連絡会、保団連、中央社保協、日本医労連の主催で開催され、750人（会場200人、YouTube視聴550人）が参加しました。昨秋から積み上げてきた署名は累計で67万6,899筆となり、集会に参加した4人の国会議員に手渡しました。

保団連の住江会長は、「衆議院では2日、参議院では一日半の審議で採決しようとしている。国民の基本的人権にかかわる法案を、閣議決定した内閣案件は、国会審議はいらないとばかりに国会軽視の審議が続いている」と主催者あいさつしました。

2023年6月1日

東京社保協ニュース

ゲスト参加の経済評論家の荻原博子さんが、「社会保障は、社会的弱者を守るためにあり、保険証廃止は弱者を切り捨てることになる。先人が60年かけて築き上げてきた国民皆保険制度を破壊することになる」と話されました。

東京弁護士会の清水弁護士は、「マイナンバーカードと保険証は制度が違う。ICカードは便利だが持つことでリスクを負う。管理責任を負えない人は持つてはいけない。責任を負える人が申請して取得する。一方で健康保険証は申請主義になるはずがない。役所に申請に来れない人でも受取る必要があるのが健康保険証であり、皆保険制度は、誰でも医療を受ける権利を保障すること」と一体化の根本的矛盾を指摘しました。

障全協の家平事務局長は、自らの体験も踏まえ、「車いすのヘッドレストが映り混ざるを得ない人や全盲で黒目が映らない人などは、マイナンバーカード用の写真が撮れず、カードそのものを作れない。保険証の廃止は障害者や社会的弱者の命にかかわる問題」と18日の国会参考人質疑で発言したことを紹介しました。

当初与党は、5月19日に参議院での採決を予定していましたが、国民世論の広がりやこの間続くマイナカードをめぐるトラブルを受け、強行に採決ができない状況に追い込まれています。顕在化したマイナンバーカードをめぐる多くの問題を置き去りのまま、保険証の廃止は認められません。法案が成立したとしても廃止は1年後です。社会的弱者ほど受

療権が奪われることになり、皆保険制度を破壊する保険証廃止をさせないたたかいを、引き続き大きく広げていくことが必要です。

介護保険制度の改善を求める請願署名提出行動

中央社保協・全日本医連・全労連



5月22日、介護保険制度の改善を求める請願署名提出行動が衆議院第二議員会館多目的室において開催され、100名以上が参加しました。

今回で最後の署名提出となり、28万1,902筆を提出、昨年来累計で41万9,540筆となり、紹介議員35名に署名を託しました。

院内集会では、これまでの取り組みや介護現場からの実態報告、新日本婦人の会から介護利用者・家族の緊急実態調査、保団連からの保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査が報告されました。

行動提起として、①Twitterデモへの参加。②紹介議員に署名を届け、今国会の会期末まで議員を請行動を継続し、国会での質疑をお願いする。③介護関連7団体がすすめている団体署名「介護保険制度の改善を求める要望書」の取り組みを継続し、さらに広げていこう。と訴えがありました。

各地域・団体の取り組み

年金引き下げ訴訟 最高裁は大法廷での審理を

年金裁判東京原告団・弁護団・支援する会



4月26日、「年金引き下げ違憲訴訟・提訴8周年・勝利を呼ぶ・とうきょうのつどい」が衆議院第2議員会館多目的会議室において開催されました。

年金引下げ違憲訴訟は、全国各地で5千名を超える年金受給者が原告となる史上最大の社会保障裁判

です。低年金の実態、とりわけ女性の低年金の構造的問題が浮き彫りとなり、年金生活者の実態を可視化しました。

年金問題は、制度論や財政論ではなく、「生活できない年金」こそ、根本的な問題であり、支給できる限度で支払う年金制度から、「必要な支給額を確保する制度への改革」が求められています。

地裁や高裁のこれまでの判決は、原告敗訴が続くなか、9件が控訴審で係争中、26の事案が最高裁判所に上告され、最高裁での審議が開始されることになっています。

原告団と弁護団は、最高裁に上告されているすべての案件を大法廷に回付して審理することを求めています。それは、半世紀近く前の、立法府の広範な